

# 大切な老後を安心して迎える為に・・・司法書士国民年金基金からのご提案

「1.5%の予定利率」で、ご自身やご家族の老後の備えをサポートしながら、「所得税・住民税の負担」を軽減します！

## ◆ 司法書士国民年金基金

司法書士業務に従事する方やご家族が加入できる、国民年金に上乘せる公的な年金制度です。ご夫婦で老後に必要な生活費(月27万円)と、現実に受取る国民年金(月13万円)との差を補うことができます。加入中は全額社会保険料控除が受けられ、万一、亡くなられた時でもご遺族に一時金(全額非課税)を支給します。さらに、生計を一にするご家族の分もまとめて資格者本人の控除にすることもできます。

- \* 国民年金に上乘せる公的な年金制度のため、長期にわたり定期的に決められた年金の支給が保証されます。
- \* 加入できる方は、国民年金第1号被保険者の「司法書士」、「従事者(補助者)」、「ご家族」の皆様です。
- \* 受取る年金は終身で受取れます(終身以外も有)。支払った掛金は全額社会保険料控除(所得税・住民税が軽減)されます。
- \* 掛金の支払いは加入から60歳まで。また、万一、亡くなられた時はご遺族に一時金(全額非課税)を支給します。
- \* 掛金は68,000円(月額)が上限額です。68,000円以内でしたら自由に掛金の設定ができます(加入後も増減額ができます)。

◆ 約束できるメリット・・・強みは高金利と税制優遇。ご家族分も全額本人の控除にできて、死亡一時金の備えもあります。

予定利率 1.5%(加入時固定)	加入時期によって決まった予定利率 1.5%(令和2年)が生涯にわたってずっと適用されます。
掛金は全額、社会保険料控除	支払った掛金は全額、社会保険料控除にできます(所得税・住民税が軽減されます)。
従事者やご家族分も全部まとめて、資格者本人の控除にできます	生計を一にする従事者やご家族の掛金も資格者本人の社会保険料控除にできます。
死亡時は一時金を支給します (全額非課税)	万一の備えとして、亡くなられた時はご遺族に一時金(全額非課税)を支給します。一時金がないB型もあります。
困った時、支払いをお休みできます	掛金の支払が難しい時は、掛金の減額や支払の一時停止ができます。

◆ 加入の一例・・・35歳0月(お誕生月に加入)の男性が1口目A型に加入する場合の例。

掛金月額(支払いは60歳まで)	60歳までの支払総額	受取総額と支払総額の差額(社会保険料控除が適用するため 実質支払負担額がさらに軽減されます)
12,870円	3,861,000円	
年金月額(65歳から終身受取り)	65歳から85歳までの受取総額	4,800,000円 - 3,861,000円 =
20,000円	4,800,000円	<b>+939,000円もお得</b>

貯蓄を取り崩すのではなく、存命中ずっと定期的に決まったお金を受け取れる「終身年金こそが最も安心な備え」です。「税制上の優遇」と「終身年金で終身安心」、「死亡一時金でご遺族への負担を軽減」する司法書士国民年金基金の加入や増口をご検討してみたいかがでしょうか。

## 司法書士国民年金基金

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館4階  
TEL03-3341-2561/FAX03-3341-4130 <http://www.shihoshoshi-nenkin.tsknet.or.jp/>